

# 第三次川越市文化芸術振興計画 (原案)

令和3年2月

川越市

市長挨拶文予定

# 目次

I	策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置付け.....	1
3	計画の期間.....	3
4	計画が対象とする文化芸術の範囲.....	3
II	現状と課題.....	4
1	文化行政を巡る環境.....	4
2	本市の現状と課題について.....	7
III	第三次川越市文化芸術振興計画の理念と目標.....	25
1	基本理念.....	25
2	基本目標.....	26
3	施策の体系.....	27
IV	施策の展開.....	28
	施策1 連携・協働・交流による文化芸術の振興.....	28
	施策2 文化芸術活動への支援.....	30
	施策3 文化交流の促進.....	31
	施策4 文化財・伝統芸能等の活用.....	33
	施策5 子どもたちが文化芸術に親しみやすい機会づくり.....	34
	施策6 誰もが文化芸術に親しみやすい機会づくり.....	35
	施策7 文化芸術情報発信の充実.....	37
	施策8 文化芸術活動拠点の充実.....	38
V	計画の推進.....	39
1	計画の推進体制.....	39
2	計画の進行管理.....	39
3	計画の指標.....	40
VI	資料編.....	41

# I 策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

平成 13(2001)年 12 月に施行された「文化芸術振興基本法(現:文化芸術基本法)」では、地方公共団体は、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとされ、本市でも平成 23(2011)年 3 月に最初の文化芸術の振興計画である「川越市文化芸術振興計画」を策定しました。

平成 28(2016)年 3 月には、引き続き本市の文化芸術の施策を計画的かつ継続的に推進するため「第二次川越市文化芸術振興計画」を策定しました。

第三次となる今回の川越市文化芸術振興計画は、前計画での施策の成果や市民意識調査の結果などを踏まえ、現状や課題を再点検し、今後の本市の新たなる文化芸術振興計画として策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は本市の文化芸術振興についての方向性を明らかにし、総合的かつ計画的に施策を推進するための計画です。

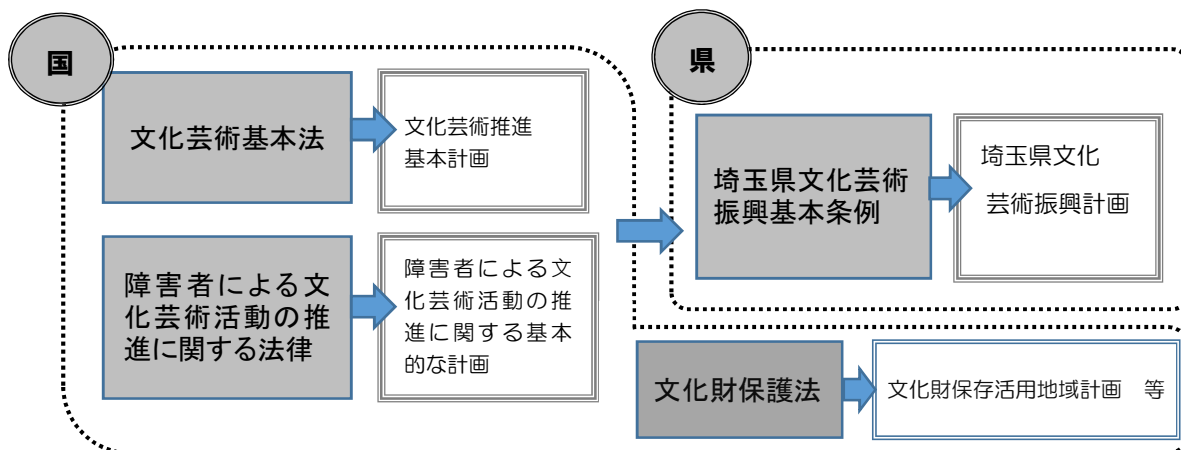
「第四次川越市総合計画」を上位計画とする個別計画として位置づけられ、策定にあたっては、「文化芸術基本法」をはじめとする国の関連する法律・計画や、埼玉県条例・計画の理念を踏まえるとともに、本市の「川越市教育振興基本計画」や「川越市生涯学習基本計画」などの関連計画等と整合を図ります。

本市は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となる「川越市総合計画」を策定しています。また、この総合計画の下位計画として、分野別に個別計画が策定されています。

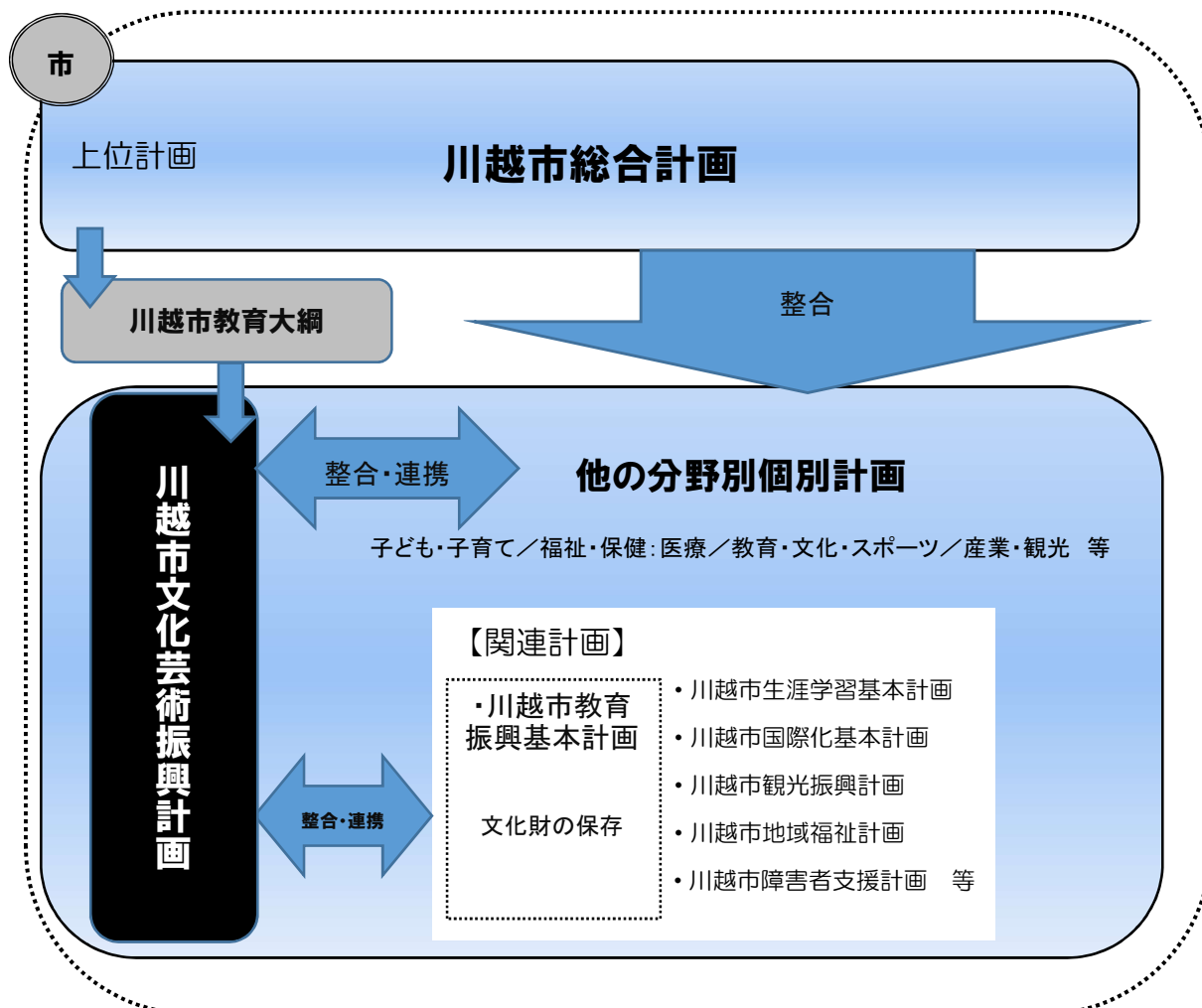
「川越市文化芸術振興計画」は文化行政の分野の個別計画になりますが、文化芸術施策に関連の深い、教育に関する取組や、観光分野等の取組は、それぞれ、担当部署により個別計画が策定され、様々な施策が展開されています。

文化芸術基本法では「文化芸術の振興だけでなく、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の文化芸術に関連する分野の施策も新たに本法の範囲に取り込む」としています。

法の趣旨を踏まえ、他部署の個別計画で進行管理されている施策と整合性を図りながら、連携して文化芸術施策を推進していきます。



\*国や県の関連法や計画を参照



\*「川越市教育振興基本計画」を始めとする関連計画と整合・連携

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 年間とします。

H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
第二次川越市文化芸術振興計画					第三次川越市文化芸術振興計画				

### 4 計画の対象となる文化芸術

「文化芸術」とは、音楽や美術といった、いわゆる「芸術」のみを対象とするものではなく、伝統芸能や生活文化などを含み、その範囲は多分野にわたっています。

本計画で対象とする文化芸術は、文化芸術基本法との整合性を踏まえ、同法第 8 条から第 13 条に規定されているものとします。

《文化芸術基本法より》

- ① 芸術(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術)
- ② メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術)
- ③ 伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸術)
- ④ 芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能)
- ⑤ 生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)
- ⑥ 国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)  
出版物等(出版物及びレコード等)  
文化財等(有形及び無形の文化財並びにその保存技術)
- ⑦ 地域における文化芸術(各地域の文化芸術の公演、展示、芸術祭、地域固有の伝統芸能、地域の人々によって行われる民俗的芸能)

## II 現状と課題

### 1 文化行政を巡る環境

#### (1) 国の動向（関係法令等の改正・制定）

##### ① 文化芸術基本法（文化芸術振興基本法）の改正

平成 29(2017)年 6 月に「文化芸術振興基本法」が改正され、名称も「文化芸術基本法」と改められました。

この改正は、文化固有の意義と価値を尊重しつつ、文化振興にとどまらず、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の関連分野における施策も新たに法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・循環させ、文化芸術立国の実現を目指すために行われたものです。その基本理念で、文化芸術に関する施策の推進にあたっては、年齢、障害の有無又は経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備が図られなければならないとしています。

新たに、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、法の基本理念の実現を図るために、相互に連携を図りながら協働することが努力義務となりました。

この法律の規定に基づき、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 30(2018)年 3 月に「文化芸術推進基本計画」(第 1 期)“一文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる”が策定されました。(計画期間：平成 30 (2018) 年度～令和 4 (2022) 年度)

##### ② 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

平成 30(2018)年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮および社会参加の促進を図ることを目的に障害者の文化芸術の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

地方公共団体は、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域に応じた施策および実施する責務を有することとなりました。

##### ③ 文化財保護法の改正

平成 30(2018)年 6 月に、文化財保護法が一部改正され、平成 31(2019)年 4 月から施行されました。

この改正は、過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文

化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るために行われたものです。

## (2) 埼玉県動向

埼玉県では、平成 21(2009)年 7 月、文化芸術振興の基本理念や県の責務を定めた「埼玉県文化芸術振興基本条例」を施行し、同条例第 4 条の規定に基づきこれまで 2 回の「埼玉県文化芸術振興計画」を策定し、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度を計画対象とする第 3 期埼玉県文化芸術振興計画では、条例の目的にある「文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現」を目指しています。

主要な施策として「文化芸術活動が行える基盤の整備・充実」、「埼玉らしい文化芸術の継承・創造と情報発信」、「文化芸術の担い手の育成・支援」、「文化芸術で地域の活性化」を掲げています。

## (3) 文化芸術を取り巻く社会情勢

### ① 少子高齢化やグローバル化の進行

人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されています。

また、グローバル化の進展に伴い、国境を越えた相互交流が進む中で、文化芸術による対話や交流の重要性とともに、それを世界へ発信することで国内外の文化的多様性や相互理解を促進していくことの重要性が一層高まっています。

### ② 情報通信技術・デジタル技術の発達と活用

インターネット等の情報通信技術の急速な発達・普及は私たちの生活に大きな利便性をもたらしました。近年では SNS(※1)や動画共有サイトなどの急速な広まりにより、誰もが情報を発信・受信できるようになり、デジタル技術を用いた交流が盛んに行われるようになってきました。

情報化の進展に伴い、発信力の強化や、文化芸術活動が身近で親しみやすいものとなるよう、迅速かつわかりやすい情報提供が一層求められています。

.....

1 SNS：Social Networking Service の略。Twitter や Facebook などに代表される、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。



### ③ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症は文化芸術分野にも大きな影響を及ぼしました。令和2年夏に開催が予定されていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は1年延期となり、文化芸術に関わる公演や展示会等のイベントも、多くが中止となりました。

こうした動きがみられる一方、新しい試みとして、舞台上でのソーシャルディスタンスを保った演者たちの配置やオンラインでの動画配信など、新たな表現や発信方法の模索が行われています。

今後も、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を意識した「新しい生活様式」に対応した文化芸術活動の取り組みや、新たな表現・発信方法を取り入れた文化芸術活動を推進していくことが求められています。

## 2 本市の現状と課題について

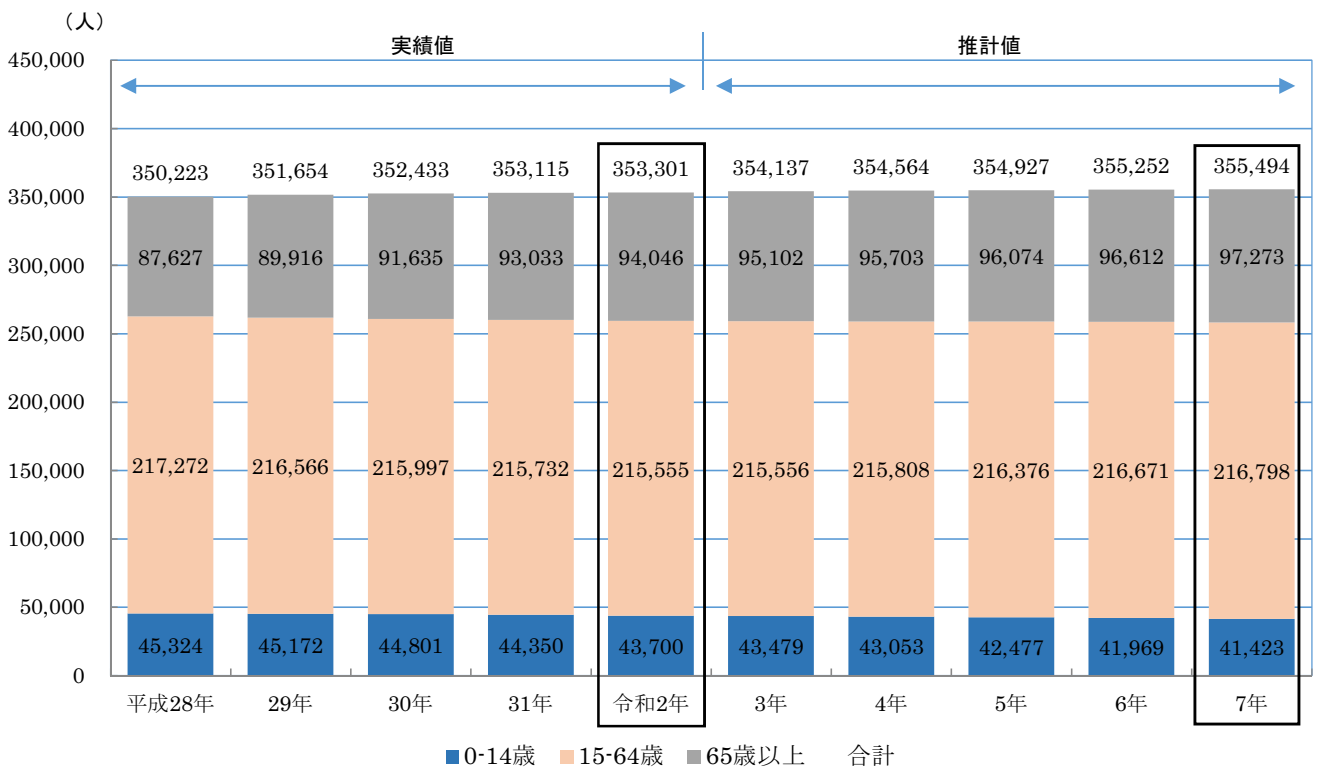
### (1) 少子高齢化の進行

本市の人口は、令和 2(2020)年時点で 353,301 人ですが、計画期間が終了する令和 7(2025)年には 355,494 人となり、約 2,200 人の微増となることを見込まれ、その後、令和 10 年(2028)をピークに減少に転じると推計されています。

年齢別では、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が横ばい傾向で推移する一方で、14 歳以下の年少人口が減少し、65 歳以上の高齢者人口が緩やかに増加することが見込まれています。

少子高齢化の進行は、地域に根付く文化芸術の担い手不足や、地域コミュニティの衰退などの要因として指摘されています。

こうしたことから、少子高齢化の進行に対応した、文化芸術の担い手の育成や、文化芸術を通じて地域コミュニティの活性化を推進していく取組を進めていくことが求められます。



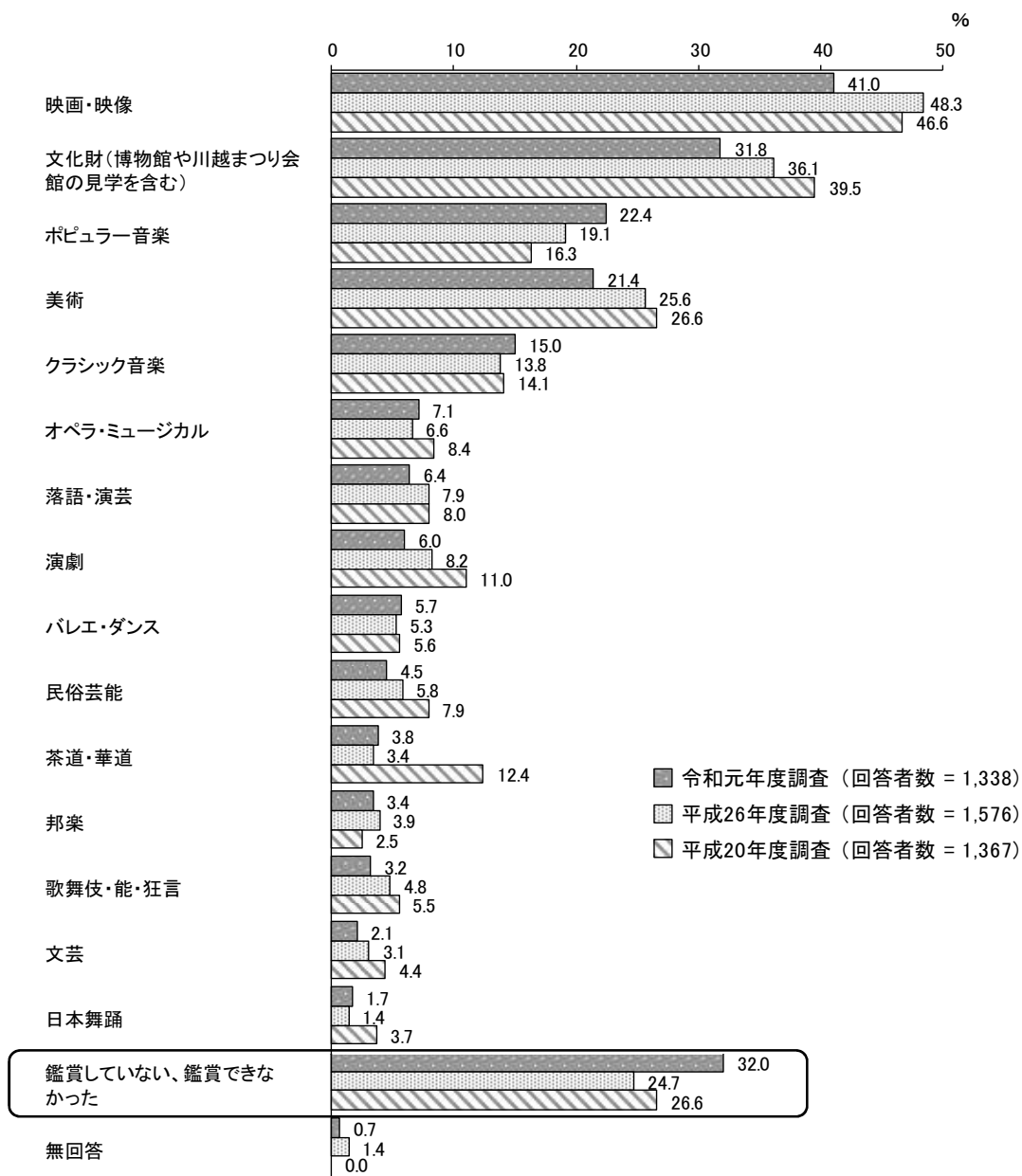
川越市の人口推計結果

出典：川越市住民基本台帳人口（各年1月1日）

令和3年以降は市推計



(表1) この一年間で鑑賞した公演や展示会等の演目等



問1で、『17. 鑑賞していない、鑑賞できなかった』と答えた方におたずねします。

問3 その最も大きな理由1つに○をつけてください。(n=428)

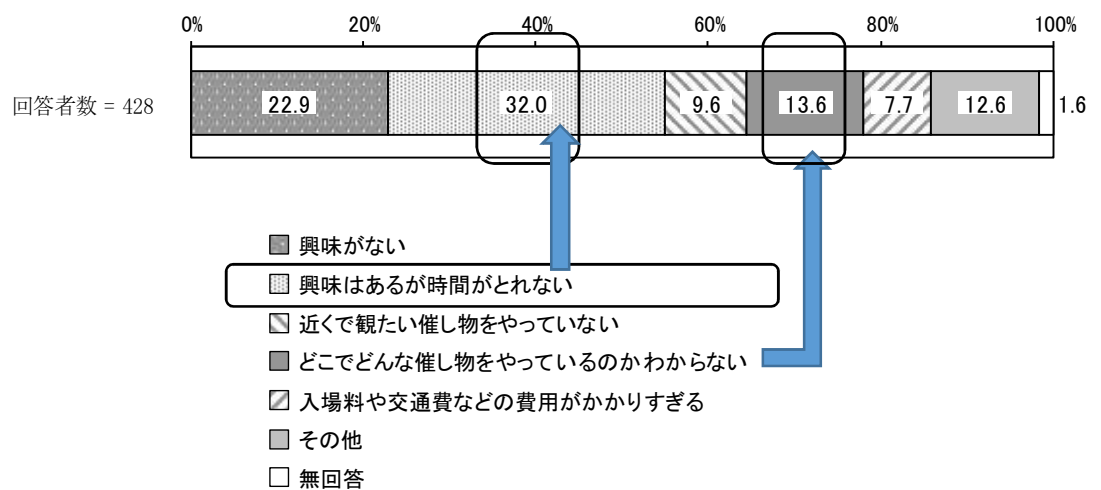
1. 興味がない (22.9)
  2. 興味はあるが時間がとれない (32.0)
  3. 近くで観たい催し物をやっていない (9.6)
  4. どこでどんな催し物をやっているのかわからない (13.6)
  5. 入場料や交通費などの費用がかかりすぎる (7.7)
  6. その他 ( ) (12.6)
- <無回答> (1.6)

『鑑賞していない、鑑賞できなかった』理由としては、「興味はあるが時間がとれない」が32.0%で一番多く、次いで「興味がない」が22.9%、「どこでどんな催し物をやっているのかわからない」が13.6%となっています。

興味があるが時間がとれない事を理由に鑑賞できていない人たちのために、短時間でも鑑賞できる公演の実施や、オンデマンド方式のオンラインイベントの開催等、ニーズに応えるような事業の実施が求められます。

また、情報不足を理由にあげている人が多いことから、文化芸術情報発信をより一層推進していく必要があります。

(表2) 鑑賞していない、鑑賞できなかった理由



**問4 今後、下記の演目等の中で、鑑賞してみたい演目等がありますか。**  
**(○はいくつでも) (n=1,338)**

- |                                    |                    |
|------------------------------------|--------------------|
| 1. クラシック音楽 (29.2)                  | 2. ポピュラー音楽 (30.6)  |
| 3. 美術 (23.9)                       | 4. 演劇 (17.2)       |
| 5. オペラ・ミュージカル (28.7)               | 6. バレエ・ダンス (14.1)  |
| 7. 日本舞踊 (3.7)                      | 8. 歌舞伎・能・狂言 (21.9) |
| 9. 邦楽 (9.6)                        | 10. 民俗芸能 (5.6)     |
| 11. 落語・演芸 (27.8)                   | 12. 映画・映像 (44.4)   |
| 13. 茶道・華道 (4.9)                    | 14. 文芸 (2.5)       |
| 15. 文化財 (博物館や川越まつり会館の見学を含む) (24.6) |                    |
| 16. その他 (                          | ) (1.7)            |
| 17. 特にない (8.7)                     |                    |

<無回答> (3.0)

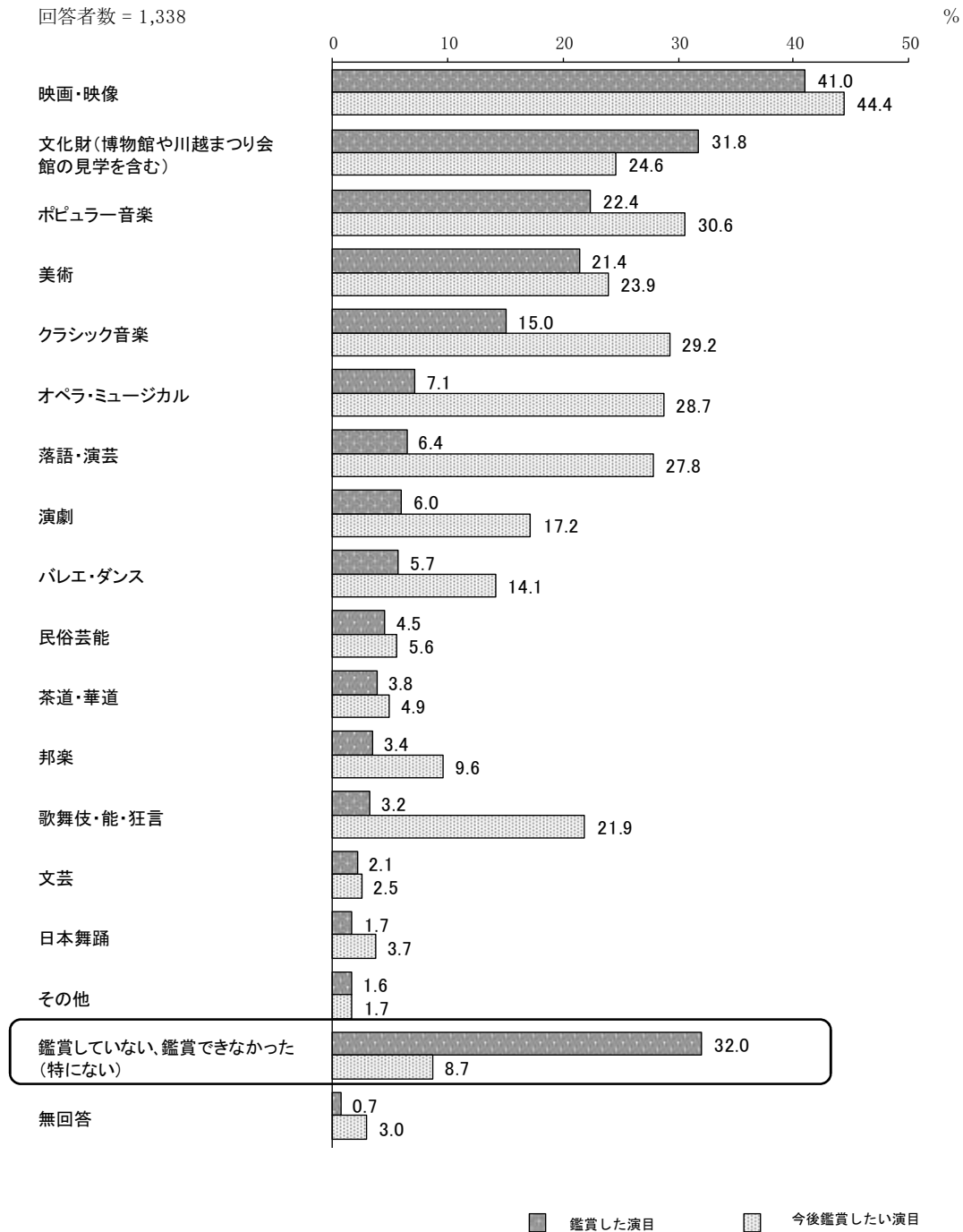
問1での『鑑賞していない、鑑賞できなかった』の回答は 32.0%でしたが、本問の『今後鑑賞してみたい演目等』に対して「特にない」の回答は 8.7%です。このことから、“現状は鑑賞していない、鑑賞できていないが、今後は何らかの演目等を鑑賞したいと思っている人”が多いと考えられます。特に「オペラ・ミュージカル」、「落語・演芸」では現状よりも希望が 20 ポイント以上高くなっています。

このことから、何らかの演目に関心があるものの、実際に「鑑賞する」という行動に結びついていないこれらの人々に働きかけ、鑑賞を促すための仕組みづくりが求められます。

初心者向けのわかりやすいイベントの開催や、安価な料金で鑑賞できるイベントの実施、きっかけづくりとなる積極的な情報発信等を実施することで、潜在的に文化芸術に関心を持っている人を実際に鑑賞することに結び付ける工夫が必要です。

(表3) この1年間で鑑賞した演目と、今後、鑑賞してみたい演目の比較

回答者数 = 1,338



**問5 あなたは、この1年間（平成30年8月～令和元年7月）に下記の演目に関して、自ら活動した（演じる、作品を創る、習う）ものはありますか。（○はいくつでも）（n=1,338）**

- |                               |                     |                  |
|-------------------------------|---------------------|------------------|
| 1. クラシック音楽 (1.9)              | 2. ポピュラー音楽 (3.2)    | 3. 美術 (4.3)      |
| 4. 演劇 (0.1)                   | 5. オペラ・ミュージカル (0.3) | 6. バレエ・ダンス (2.3) |
| 7. 日本舞踊 (0.6)                 | 8. 歌舞伎・能・狂言 (0.1)   | 9. 邦楽 (0.5)      |
| 10. 民俗芸能 (1.0)                | 11. 落語・演芸 (0.2)     | 12. 映画・映像 (1.0)  |
| 13. 茶道・華道 (1.6)               | 14. 文芸 (1.0)        |                  |
| 15. その他 (                     |                     | ) (3.5)          |
| 16. 自ら活動していない、活動できなかった (79.7) |                     |                  |

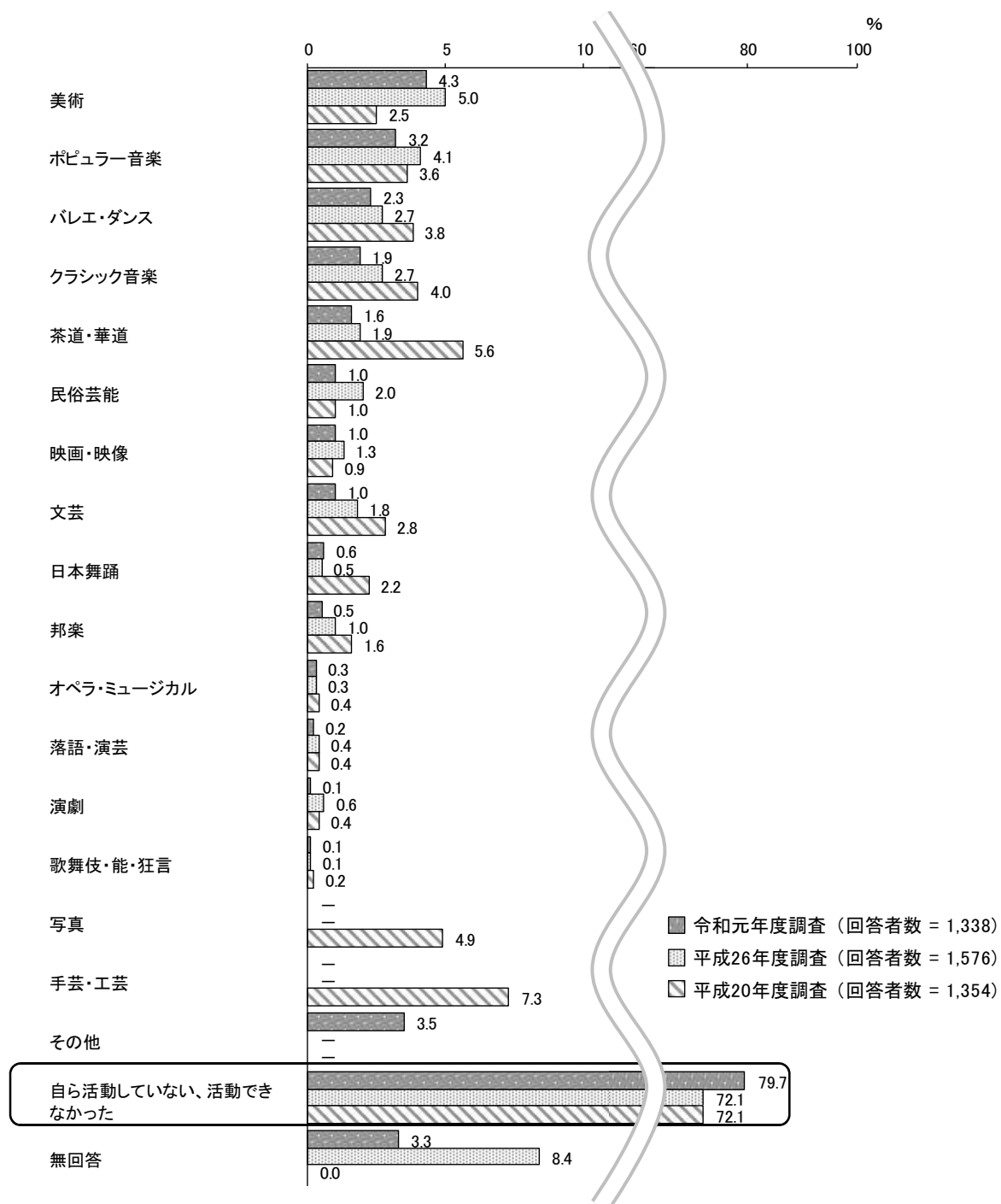
<無回答> (3.3)

「自ら活動していない、活動できなかった」(79.7%)が最も多く、8割となっています。また、前回調査時と比較すると、7.6ポイント増加しています。

このことから、「自ら活動していない、活動できなかった」理由を分析し、必要な施策を実施することで、市民が自ら文化活動をしやすい環境づくりを進めていく必要があります。



(表4) この1年間で自ら行った文化芸術活動



問5で、『16. 自ら活動していない、活動できなかった』と答えた方におたずねします。

問7 その最も大きな理由1つに○をつけてください。(n=1,067)

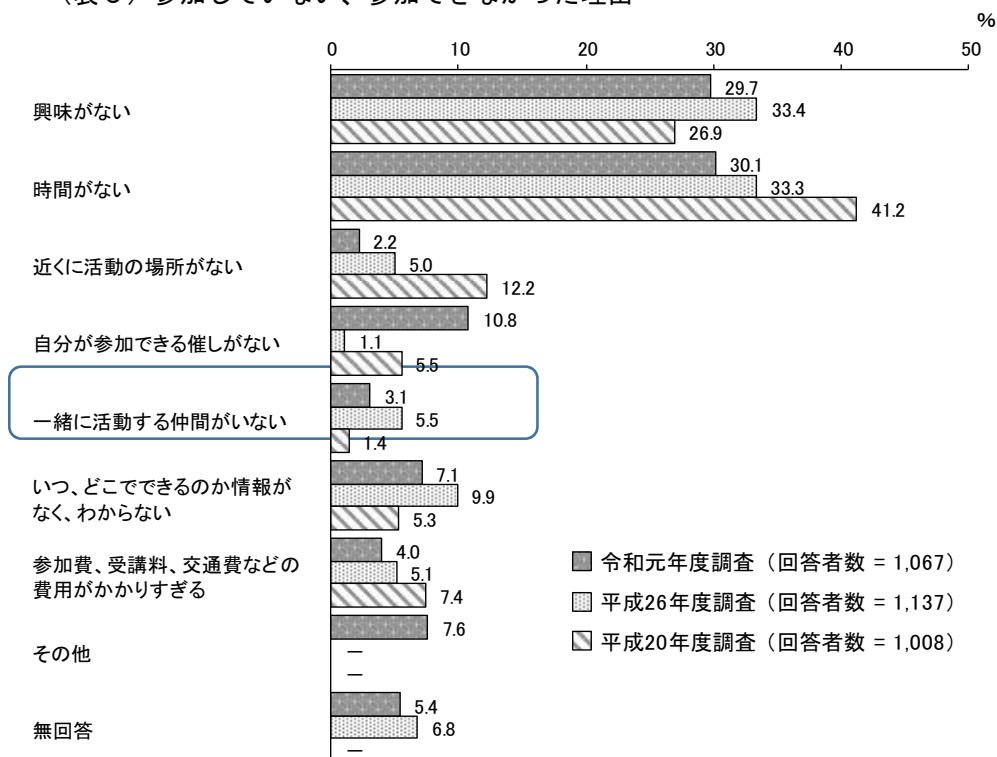
- 1. 興味がない (29.7)
  - 2. 時間がない (30.1)
  - 3. 近くに活動の場所がない (2.2)
  - 4. 自分が参加できる催しがない (10.8)
  - 5. 一緒に活動する仲間がない (3.1)
  - 6. いつ、どこでできるのか情報がなく、わからない (7.1)
  - 7. 参加費、受講料、交通費などの費用がかかりすぎる (4.0)
  - 8. その他 ( ) (7.6)
- <無回答> (5.4)

この1年間で文化芸術活動に『参加していない、参加できなかった』理由の最も多い回答は「時間がない」(30.1%)で、3割となっています。以下、「興味がない」(29.7%)、「自分が参加できる催しがない」(10.8%)の順となっています。

前回調査時と比較すると、阻害要因の上位にある「時間がない」、「興味がない」と回答した人は減少傾向にあり、「自分が参加できる催しがない」と回答した人が増加傾向を示しています。

このことから、市民のニーズと実際に開催される催しにミスマッチが生じている現状が窺えます。今後は市民ニーズを分析し、ニーズに合わせた催しを計画・実施していく必要があります。

(表5) 参加していない、参加できなかった理由



問 15 あなたは、文化活動をもっと活発にするために行なう市の取り組みとして、次の各項目が、どれくらい重要だと思いますか。(それぞれの項目1つに○)  
(n = 1,338)

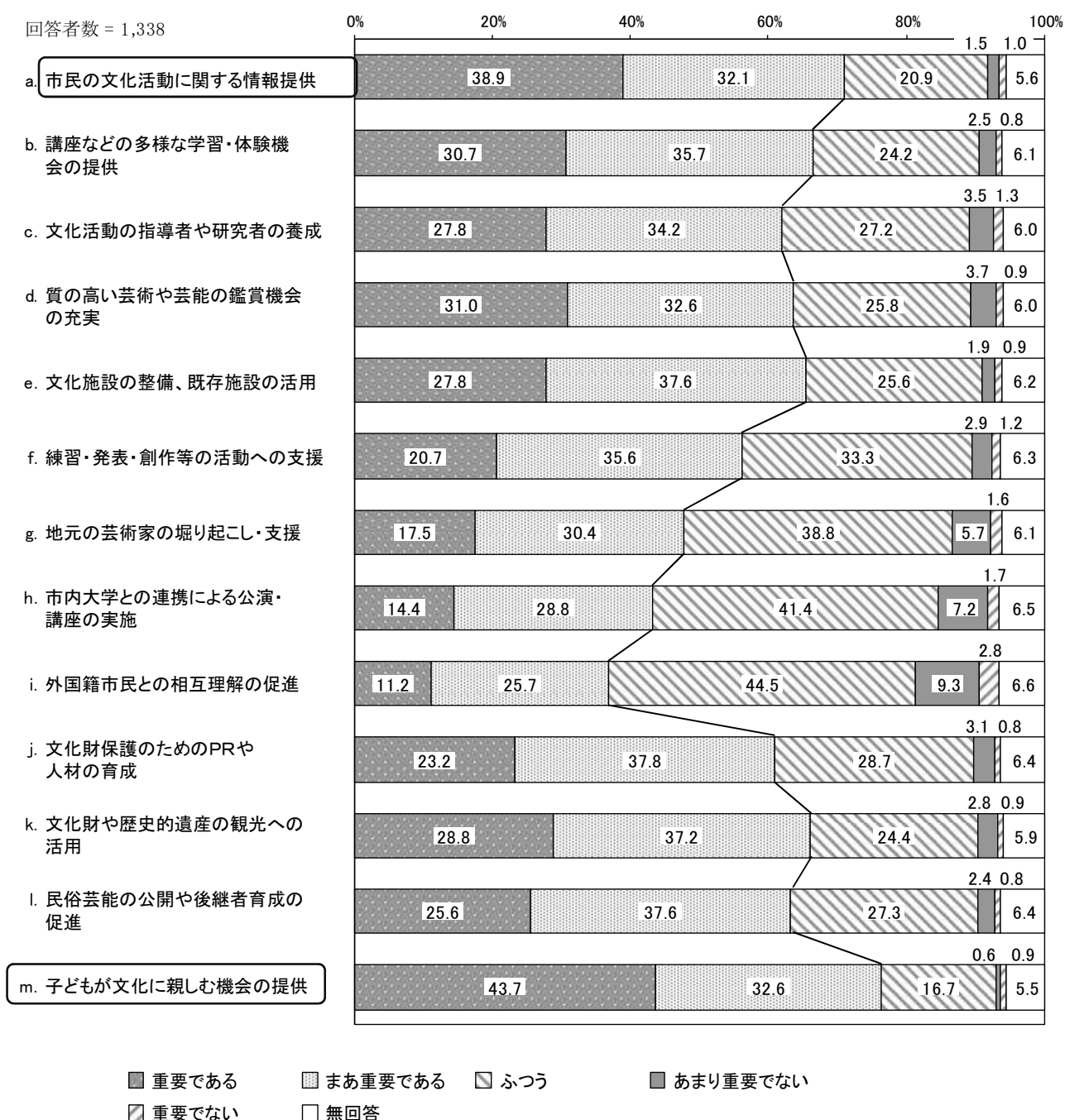
	重要である	まあ重要である	ふつう	あまり重要でない	重要でない	無回答
a. 市民の文化活動に関する情報提供	(38.9)	(32.1)	(20.9)	(1.5)	(1.0)	(5.6)
b. 講座などの多様な学習・体験機会の提供	(30.7)	(35.7)	(24.2)	(2.5)	(0.8)	(6.1)
c. 文化活動の指導者や研究者の養成	(27.8)	(34.2)	(27.2)	(3.5)	(1.3)	(6.0)
d. 質の高い芸術や芸能の鑑賞機会の充実	(31.0)	(32.6)	(25.8)	(3.7)	(0.9)	(6.0)
e. 文化施設の整備、既存施設の活用	(27.8)	(37.6)	(25.6)	(1.9)	(0.9)	(6.2)
f. 練習・発表・創作等の活動への支援	(20.7)	(35.6)	(33.3)	(2.9)	(1.2)	(6.3)
g. 地元の芸術家の掘り起こし・支援	(17.5)	(30.4)	(38.8)	(5.7)	(1.6)	(6.1)
h. 市内大学との連携による公演・講座の実施	(14.4)	(28.8)	(41.4)	(7.2)	(1.7)	(6.5)
i. 外国籍市民との相互理解の促進	(11.2)	(25.7)	(44.5)	(9.3)	(2.8)	(6.6)
j. 文化財保護のためのPRや人材の育成	(23.2)	(37.8)	(28.7)	(3.1)	(0.8)	(6.4)
k. 文化財や歴史的遺産の観光への活用	(28.8)	(37.2)	(24.4)	(2.8)	(0.9)	(5.9)
l. 民俗芸能の公開や後継者育成の促進	(25.6)	(37.6)	(27.3)	(2.4)	(0.8)	(6.4)
m. 子どもが文化に親しむ機会の提供	(43.7)	(32.6)	(16.7)	(0.6)	(0.9)	(6.4)

『あなたは、文化活動をもっと活発にするために行なう市の取り組みとして、次の各項目が、どれくらい重要だと思いますか。』の問いに対しては、m.の「子どもが文化に親しむ機会の提供」が「重要である」と「まあ重要である」を合わせて76.3%と最も多く、次いで a.の「市民の文化活動に関する情報提供」が「重要である」と「まあ重要である」を合わせて71%となっています。

将来を担う子ども達が文化芸術に親しむことを強く市民が望んでいることが窺えます。

また、この他、この設問の回答からも、文化活動に関する情報発信を充実させることの重要性が窺えます。

(表6) 重要に思う施策



### (3) 第二次文化芸術振興計画の評価

#### 第二次文化芸術振興計画の進捗状況

第二次文化芸術振興計画では、計画の進捗状況を表す 8 つの成果指標を設定しました。

指標により、成果にバラつきが見られ、目標値を上回る数値で安定した実績を示すものもあれば、目標値に届いていないものもありました。

実績値が目標値に届かない傾向を示している文化施設の利用者数の減少、文化芸術鑑賞者の割合の減少及び文化芸術活動者の割合の減少については、その要因を分析し、新たな施策を講じる形で、引き続き、第三次川越市文化芸術振興計画で取り組んでいく必要があります。

成 果 指 標	
1	協働による文化芸術事業(※3)件数
2	アウトリーチ(※4)実施件数
3	ウェスタ川越大ホール稼働率
4	文化施設(※5)(やまぶき会館、西文化会館、南文化会館、川越駅東口多目的ホール)の利用者数
5	市立美術館常設展・特別展観覧者数
6	最近1年間で文化芸術を鑑賞した人の割合※
7	最近1年間で自らが文化芸術活動をした人の割合※
8	市・県・国指定等文化財数

(※の指標は、5年毎に行われる意識調査実施時に把握)

.....

3 協働による文化芸術事業：本市と文化芸術団体等との協働による文化芸術事業のこと。

4 アウトリーチ：芸術に関心がない人々に対し、興味・関心を持ってもらうために、芸術家や企画者側から出向いて働きかける活動で、ホール以外の場所に出向いて行う音楽活動や、美術館・博物館の館外活動などがある。

5 文化施設：やまぶき会館(平成4(1992)年～)、西文化会館(昭和63(1988)年～)、南文化会館(平成6(1994)年～)、川越駅東口多目的ホール(平成14(2002)年～)。

以下、成果指標ごとの状況を示します。

(令和元年度の結果については新型コロナウイルスの影響を受けている数値となっています。)

成果指標		目標値 (R2年度)	10		
1 協働による文化芸術事業 件数 単位(件)					
基準値	実績値	実績値	実績値	実績値	
(H26年度)	(H28年度)	(H29年度)	(H30年度)	(R1年度)	
7	9	8	11	10	

本市の文化芸術振興のためには、文化芸術活動の担い手として活動している市民や市民団体等と連携・協働を行うことが不可欠です。

そのため、「川越市民文化祭」、「川越市総合文化祭」、「2音大クラシックコンサート」、「川越市美術展覧会」など、多数の事業を連携・協働により実施しました。

令和元年度の実績は新型コロナウイルスの影響を受けて減少いたしました。が、定着してきた事業に新規の協働事業も加わり、平成28年度から平成30年度までの実施事業数は年々増加する傾向を示し、事業は順調に推移しています。

成果指標		目標値 (R2年度)	10		
2 アウトリーチ実施件数 単位(件)					
基準値	実績値	実績値	実績値	実績値	
(H26年度)	(H28年度)	(H29年度)	(H30年度)	(R1年度)	
—	7	13	18	19	

意識調査の結果からも明らかになったとおり、子どもに文化に親しむ機会を提供することは市民が最も望んでいる施策です。

そのため、「子どもの文化芸術体験～アウトリーチ～」として、小学校にアーティストを派遣し、使用楽器や演奏曲の説明を交えた演奏会を実施する事業を行いました。

実施件数は年度ごとに増加しており、事業は順調に進捗しています。

成果指標		目標値 (R2年度)	60.0		
3 ウェスタ川越大ホール稼働率 単位 (%)					
基準値	実績値	実績値	実績値	実績値	
(H26年度)	(H28年度)	(H29年度)	(H30年度)	(R1年度)	
—	71.4	75.2	73.0	69.3	

文化芸術に参加しやすい環境づくりのために、文化芸術活動拠点の充実を図ることが重要です。

新たな文化芸術活動拠点として、平成27(2015)年にオープンしたウェスタ川越の大ホール稼働率は、高稼働な状況を継続し、毎年目標値を上回る実績を上げ、順調に推移しています。

成果指標		目標値 (R2年度)	321,000		
4 文化施設(やまぶき会館、西文化会館、南文化会館、川越駅東口多目的ホール)の利用者数 単位 (人)					
基準値	実績値	実績値	実績値	実績値	
(H26年度)	(H28年度)	(H29年度)	(H30年度)	(R1年度)	
311,899	301,354	280,143	282,212	262,100	

ウェスタ川越を除く文化会館(川越市やまぶき会館、川越西文化会館、川越南文化会館、川越駅東口多目的ホール)の利用者数は、平成28年度以降いずれの年も目標値に及ばない結果となっています。

利用者数の増加を図るには、施設の老朽化対策はもとより、市民ニーズに応じた事業の実施や、利用方法の改善等により、市民誰もが利用しやすく文化芸術に親しみやすい環境づくりをしていく必要があります。

成果指標		目標値 (R2年度)	69,000		
5 市立美術館常設展・特別 展観覧者数 単位(人)					
基準値	実績値	実績値	実績値	実績値	
(H26年度)	(H28年度)	(H29年度)	(H30年度)	(R1年度)	
67,652	69,736	70,903	87,989	58,545	

美術館は、市民の美術に関する知識及び教養の向上を図ることにより、芸術及び文化の発展に寄与することを目的としています。市民が芸術に触れる機会を提供するため、子どもから高齢者まで、幅広い世代が年間を通じて、美術を楽しむことができる展覧会を開催しました。

観覧者数は、コロナ禍の影響で臨時休館があった令和元年度を除き、目標値を上回っており、事業は順調に推移しています。

成果指標		目標値 (R2年度)	80.0		
6 最近1年間で文化芸術を 鑑賞した人の割合 単位(%)					
基準値	実績値	実績値	実績値	実績値	
(H26年度)	(H28年度)	(H29年度)	(H30年度)	(R1年度)	
73.9	—	—	—	67.3	

第二次計画を策定したとき(平成26年度)の73.9%を下回る67.3%となりました。阻害要因の上位は「興味はあるが時間がとれない」、「興味がない」、「どこでどんな催し物をやっているのかわからない」の順となっています。(P10参照)

この結果から、今後は短時間でも楽しめるミニコンサート等の市民のニーズにあったイベントの実施や、情報発信の充実等、鑑賞者の増加につながる取り組みを推進する必要があります。



成果指標		目標値 (R2年度)	40.0		
7	最近1年間で自らが文化芸術活動をした人の割合 単位 (%)				
基準値	実績値	実績値	実績値	実績値	
(H26年度)	(H28年度)	(H29年度)	(H30年度)	(R1年度)	
19.5	—	—	—	17.0	

第二次計画を策定したとき（平成26年度）の19.5%を下回る17.0%となりました。阻害要因の上位は「時間がない」、「興味がない」、「自分が参加できる催しがない」の順になっています。（P15参照）

このうち、「自分が参加できる催しがない」と回答する人が前回調査時と比較して増えていることから、今後は市民ニーズを分析し、ニーズに合わせた催しを実施することが必要です。

成果指標		目標値 (R2年度)	276		
8	市・県・国指定等文化財数 単位 (件)				
基準値	実績値	実績値	実績値	実績値	
(H26年度)	(H28年度)	(H29年度)	(H30年度)	(R1年度)	
264	265	265	266	266	

本市に残る貴重な歴史的遺産を後世に残し、伝えていくために、文化財の指定、保護意識の啓発に取り組んでいます。平成28年度から令和元年度にかけて、年間3件以上の文化財候補物件の調査を実施してきました。

その結果、指定件数は微増が見られるものの、ほぼ横ばいの状態で推移しており、目標値の指定件数には届いていません。

今後も、調査体制をより充実させ、重要なものについては市の文化財として指定していくとともに、文化財の価値を市民に知らせ、理解を深めてもらうための啓発事業を実施していく必要があります。

#### (4) ウェスタ川越による文化芸術の振興

平成 27(2015)年にオープンしたウェスタ川越が本格的に稼働したことにより、市民が質の高い芸術を身近で鑑賞できる機会が大いに充実しました。

また、市民参加型の事業や交流事業も積極的に実施し、鑑賞だけでなく、自らが演奏会等に参加できる場の充実にも寄与し、ウェスタ川越は本市の文化芸術の発信拠点となっています。

ウェスタ川越には、コンサートや講演会など多種多様な演目に対応可能な大ホールに加え、小規模コンサートの開催も可能なリハーサル室(小ホール)があります。大ホール、小ホールのそれぞれの特徴を生かし、良質な芸術の鑑賞機会の提供や市民の文化芸術活動の発表の場として更に有効活用を進めていきます。

また、大小様々な規模の会議室や軽運動やレクリエーションに利用できる活動室に加え、グランドピアノを備えた音楽室や和室等の貸室が整備されており、市民の文化芸術の活動拠点や発表の場として利用されています。

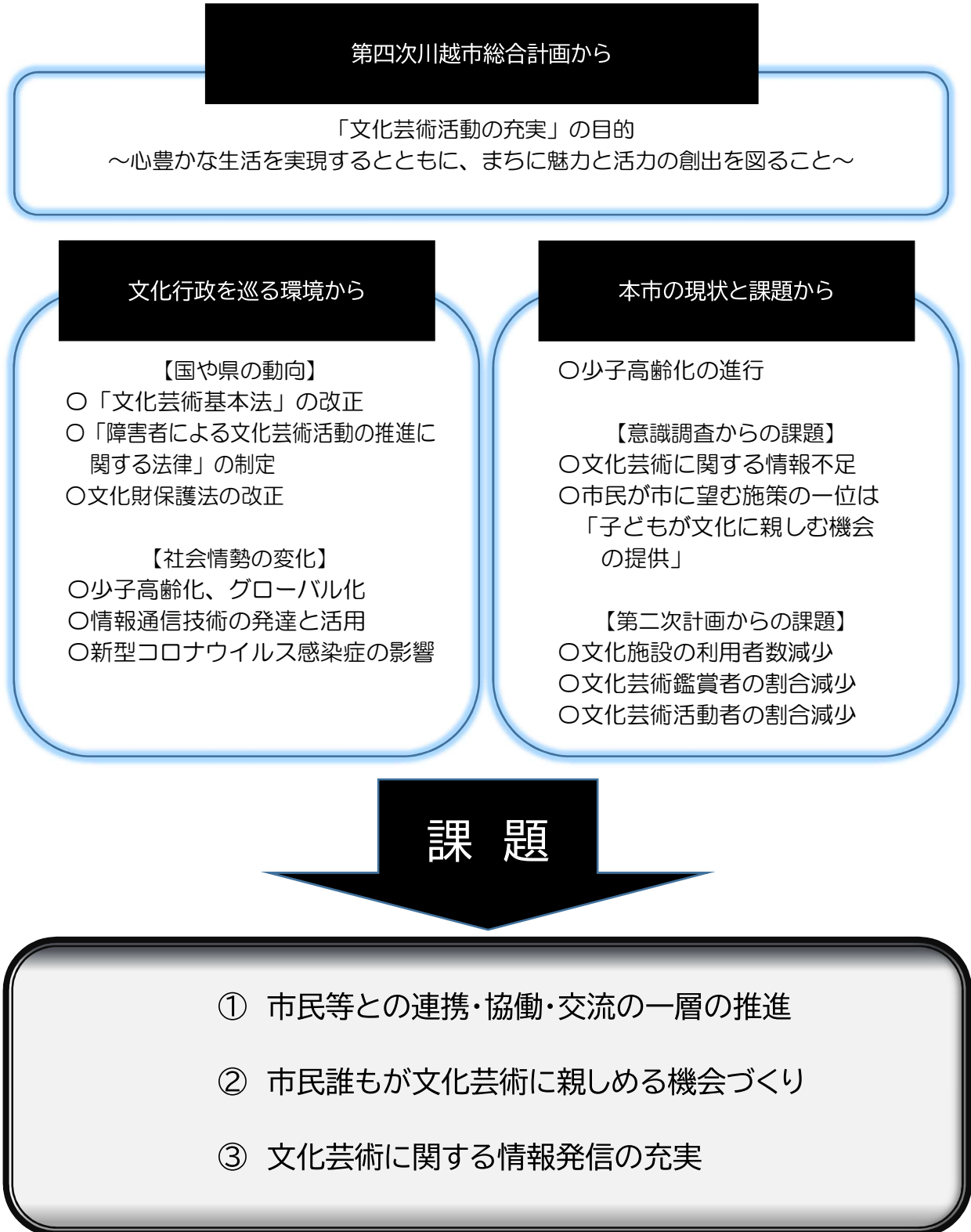
今後も一層、市民の利用が図られるよう、施設の充実に努めていきます。

##### 【参考：事業一例】

- ・ 本格的なオーケストラによるクラシックコンサートや有名劇団によるファミリーミュージカルといった事業のみならず、狂言や歌舞伎、民族楽器など、普段あまり触れることのないジャンルのことを学べる、出演者による解説付きのミニコンサート等も実施しています。
- ・ 施設はスタインウェイや YAMAHA のトップクラスのグランドピアノを有することから、大ホールにおける「ピアノの弾き比べ」体験事業などを実施、人気企画となっています。
- ・ 出演者公募による「KOEDO お笑いグランプリ」、公募作品による「小江戸 CM コンテスト(観客部門賞有)」など、出演者、観客が交流できるイベントも実施しています。

## (5) 今後の課題

これまでの国や県の動向、社会情勢の変化、前計画での評価などから、本市の今後の文化芸術の振興に関わる主な課題は、次の3つに整理されます。



### III 第三次川越市文化芸術振興計画の理念と目標

#### 1 基本理念

本市は、第四次川越市総合計画の「文化芸術活動の充実」の分野において「心豊かな生活を実現するとともに、まちに魅力と活力の創出を図ること」を目的としています。

この目的を踏まえつつ、本市の現状と課題で整理した内容を反映させ、以下の基本理念を設定します。



#### 基本理念

みんなで取り組む、市民誰もが親しめる、文化芸術の推進

##### 「みんなで取り組む」

「みんな」とは、文化芸術活動の主たる担い手として様々な活動をしている個人、民間団体、事業者及び行政を指します。これらが、それぞれ主体的に活動し、連携・協働・交流することで文化芸術を推進し、まちに魅力と活力を生み出すことを目指します。

##### 「市民誰もが親しめる」

障害の有無や年齢、国籍などにかかわらず、様々な立場の人への配慮を行うことで、誰もが気軽に文化芸術に親しめる機会の拡充を目指します。

また、文化芸術情報の発信を充実させることで、多くの人々が文化芸術に触れる機会が拡充することを目指します。

さらに、文化活動の拠点となる施設を充実させることにより、誰もが文化芸術に参加しやすい環境づくりを目指します。

## 2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の基本目標を設定します。

### 基本目標1 市民等との連携・協働・交流による文化芸術の振興

文化芸術によるまちづくりを進めるためには、行政を始め、活動の主体となる市民、民間団体、事業者等との連携・協働・交流が不可欠です。連携・協働・交流による事業を推進し、文化芸術の振興を図ります。

### 基本目標2 市民誰もが文化芸術に親しめる機会づくり

文化芸術は、心豊かな市民生活や活力のある社会の形成にとって重要な意義を持っています。市民誰もが文化芸術に親しめる機会づくりを図ります。

とりわけ、次世代を担う子どもたちが文化芸術に親しめる機会づくりに努めます。

また、障害の有無や年齢、国籍などにかかわらず、誰もが文化芸術に親しみやすい機会づくりを目指します。

### 基本目標3 文化芸術に参加しやすい環境づくり

市民が文化芸術に参加するためには、必要となる情報の提供が欠かせません。意識調査で、市民が文化芸術の鑑賞や文化芸術活動ができなかった理由の一つとして、文化芸術に関する情報の不足が挙げられていることから、情報発信の強化に努めます。

文化芸術に関して「興味がない」、「関心がない」と回答した市民へも、興味を持つきっかけとなるような、効果的な情報提供を行うことで、多くの人が参加しやすい環境づくりを目指します。

また、市内には、ウエスタ川越をはじめ、川越市やまぶき会館等の文化会館など、文化芸術活動を行う市民や団体等の発表の拠点となる場が整備されています。市民にとって身近な存在であるこれらの文化施設の充実に努めます。

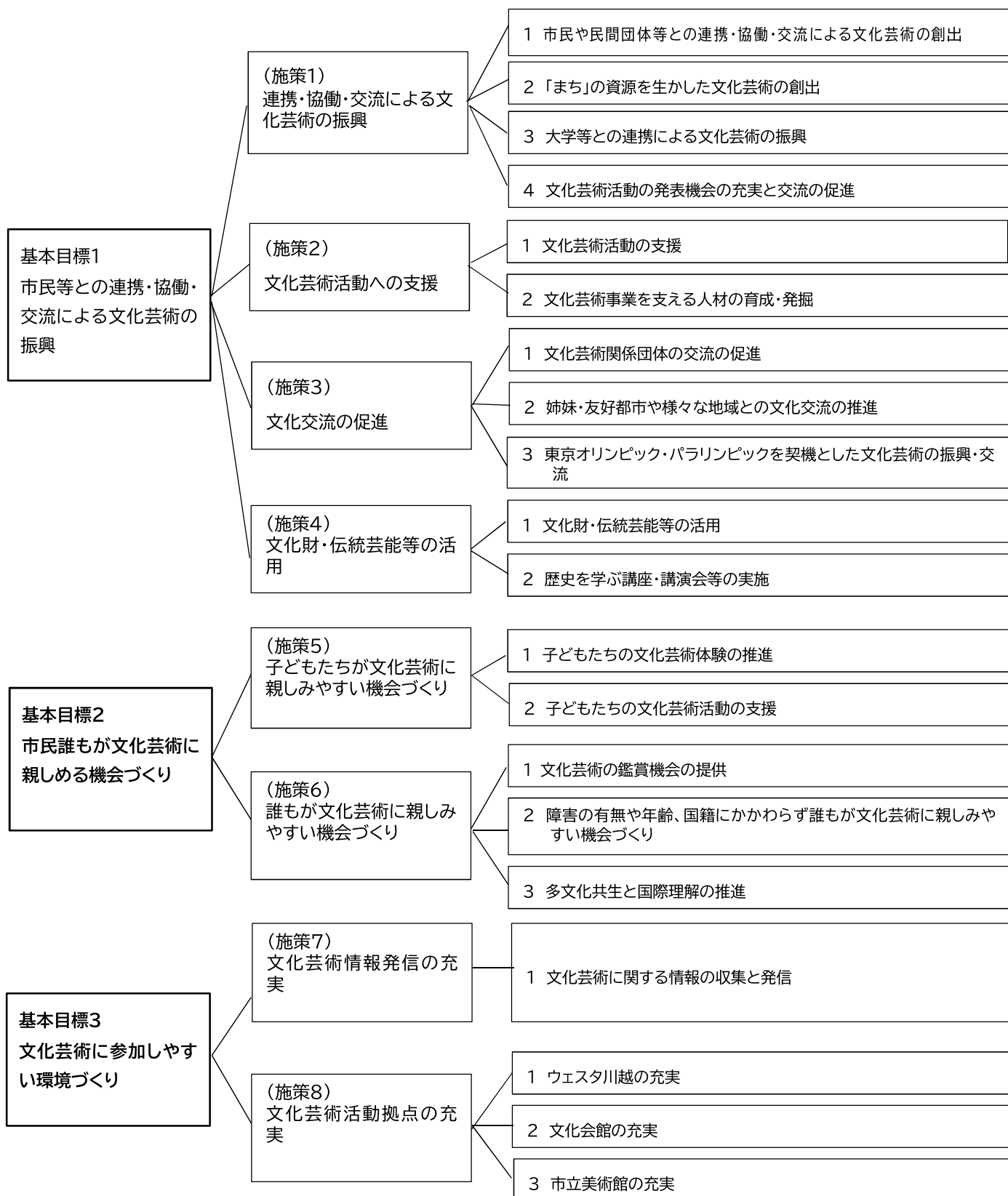
### 3 施策の体系

**(基本理念) みんなで取り組む、市民誰もが親しめる、文化芸術の推進**

【3つの基本目標】

【8つの施策】

【20の細施策】



## IV 施策の展開

### 基本目標 1

### 市民等との連携・協働・交流による文化芸術の振興

#### 施策1 連携・協働・交流による文化芸術の振興

---

本市には、歴史や地域が受け継いできた伝統的文化に加え、多様な文化芸術分野で活動を行っている市民や団体が数多く存在し、貴重なまちの文化芸術資源となっています。また、多くの教育機関があり、市内の4大学(※6)は地域連携に関心が高く、様々な形で本市と連携事業を実施しています。

これらの様々な団体、学校等とそれぞれの特色を生かし、連携・協働・交流を図り、文化芸術の振興に努めます。

また、連携・協働・交流を通じて「まち」の持つ魅力を生かした文化芸術の振興に努めます。

#### 【細施策】

#### 1 市民や民間団体等との連携・協働・交流による文化芸術の創出

- ・ 市民、民間団体、事業者等との連携・協働・交流による事業を実施することで、本市の文化芸術の創出を図ります。

##### 取組の例

- \* 小江戸川越第九の会演奏会の開催
- \* 提案型協働事業補助金交付事業

#### 2 「まち」の資源を生かした文化芸術の創出

- ・ 連携・協働・交流を通じて本市の持つ様々な資源や特性を生かした事業を行う団体を支援し、文化芸術の創出を図ります。

##### 取組の例

- \* 川越市文化芸術によるまちづくり補助金交付事業
- \* 提案型協働事業補助金交付事業（再掲）

---

6 市内4大学：東洋大学、東京国際大学、東邦音楽大学、尚美学園大学の4大学。

### 3 大学等との連携による文化芸術の振興

- ・ 市内の大学や高校、あるいは文化芸術分野を専門とする学校等との連携・協働による事業を実施します。

#### 取組の例

- \* 2音大クラシック・コンサート（※7）の開催

### 4 文化芸術活動の発表機会の充実と交流の促進

- ・ 市民の文化芸術活動の成果を発表する機会の充実を図り、そこで生まれる参加者や地域社会の交流を促進します。

#### 取組の例

- \* 川越市民文化祭の開催
- \* 川越市美術展覧会の開催

.....

7 2音大クラシック・コンサート：市内の音楽大学（尚美学園大学、東邦音楽大学）による演奏会。地域住民が音楽に親しむ機会を提供するために実施している



## 施策2 文化芸術活動への支援

---

市民や地域で活動を行っている団体などの文化芸術活動を支援します。

また、文化芸術活動を支えていくために、先導的な役割を担う芸術家や指導者をはじめ、幅広い人材の育成や発掘に努めます。

### 【細施策】

#### 1 文化芸術活動の支援

- ・ 補助金の交付事業の実施や広報活動の支援などを通じて、個人や団体などの文化芸術活動を支援します。

##### 取組の例

- \* 川越市文化芸術によるまちづくり補助金交付事業(再掲)

#### 2 文化芸術事業を支える人材の育成・発掘

- ・ 市内の埋もれている優秀な芸術家に活動の機会を与え、育成を図ることを目的とした公開オーディションを実施し、人材の発掘と育成を図ります。
- ・ 本市にゆかりがあり、文化芸術に高い功績を挙げた芸術家や、文化芸術の振興に寄与した個人や団体に対する顕彰制度を実施し、芸術家や指導者を支援します。
- ・ 人材の育成につながる講座やワークショップ型事業(※8)を実施します。

##### 取組の例

- \* 人材発掘公開オーディションの実施
- \* 川越市文化スポーツ顕彰
- \* ウェスタ川越提案事業講座

---

8ワークショップ型事業：仕事場、作業場を意味する英語の Workshop から派生した言葉。参加、体験型講座。

### 施策3 文化交流の促進

---

文化芸術には多種多様な分野が存在します。文化芸術関係団体間や地域間での交流を深めることが、それぞれの活動がもつ多様性や特有の価値の再確認を促す契機となり、既存の文化芸術の魅力を更に高めていくことができます。

文化芸術関係団体間の交流を促進するとともに、異なる地域の文化芸術に触れる機会や相互理解を深めるため、姉妹・友好都市や様々な地域との文化交流を促進します。

#### 【細施策】

##### 1 文化芸術関係団体の交流の促進

- ・ 様々なジャンルで活動する市内の文化芸術団体が合同でイベントを実施することで、団体間のネットワークの充実を図り、相互の交流を促進します。

##### 取組の例

- \* 川越市総合文化祭の開催

##### 2 姉妹・友好都市や様々な地域との文化交流の推進

- ・ 姉妹・友好都市(※9)との交流事業を推進します。
- ・ 様々な地域の文化等について学ぶ機会を設けたり、文化交流イベントの支援等を行うことで新たな交流の創出を図ります。

##### 取組の例

- \* 姉妹・友好都市との交流（交流団受入、訪問等）事業の実施
- \* 地域の国際化貢献事業補助金交付事業

.....

9 姉妹・友好都市：川越市では、地域間交流を推進し、相互理解を深めるために、国内外の都市と姉妹・友好都市提携を行っており、国内3都市(福島県棚倉町、福井県小浜市、北海道中札内村)、海外3都市(ドイツ・ヘッセン州・オッフエンバッハ市、アメリカ・オレゴン州・セーレム市、フランス・ブルゴーニュ州・オータン市)と提携。

### 3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術の振興・交流

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成のため、文化プログラムを実施するとともに、これを契機とした文化芸術の振興・交流を図ります。
- ・ ホストタウン交流事業(※10)を継続的に実施します。

#### 取組の例

- \* タイの水かけ祭りによる交流

.....

**10 ホストタウン交流事業**：「ホストタウン」とは、東京 2020 大会に向けて、地域の活性化や観光振興などの観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を国が登録する制度。川越市は、平成 31(2019)年 4 月にタイ王国のホストタウンとして登録された。

タイの水かけ祭りを通し、埼玉県在住のタイ人の方々と草の根交流を行っている。

## 施策4 文化財・伝統芸能等の活用

---

市内には数多くの歴史的遺産が存在し、また、地域の歴史や生活に根差した伝統芸能等が現在に受け継がれています。これらは、郷土の歴史や文化の理解に欠くことができない貴重な財産です。文化財や伝統芸能に関する関心を高め、その文化的な価値や魅力を伝えていくために、文化財や伝統芸能等の活用を図り、そこで生まれる、参加者や地域社会の交流により、文化芸術の振興を推進します。

また、文化財や伝統芸能に関する理解を深めるための事業の充実を図ります。

### 【細施策】

#### 1 文化財・伝統芸能等の活用

- ・ 史跡等の文化財を活用したイベントの実施や、観光施設等で地域の伝統行事などを体験できる展示や機会を設けることで、その魅力を広く伝えます。

##### 取組の例

- \* 川越まつり会館における川越まつりばやしの実演
- \* 博物館における民俗芸能の実演
- \* 博物館における子ども体験教室

#### 2 歴史を学ぶ講座・講演会等の実施

- ・ 文化財や伝統芸能等に対する理解を深めるため、博物館や公民館等で歴史を学ぶ講座・講演会等を実施します。
- ・ 学習ボランティアの活動や高等教育機関と連携し、講座・講演会等を実施します。

##### 取組の例

- \* ウェスタ川越提案事業講座（再掲）
- \* 川越大学間連携講座
- \* 博物館歴史講座
- \* 野外博物館教室

## 基本目標 2 市民誰もが文化芸術に親しめる機会づくり

### 施策5 子どもたちが文化芸術に親しみやすい機会づくり

---

次世代を担う子どもたちの豊かな感性や創造性等を育むため、幼少期の子どもや児童生徒の鑑賞機会や体験機会の提供に努めます。

また、川越市文化芸術スポーツ振興基金(※11)を活用し、市内学校への芸術家派遣事業(アウトリーチ事業)を実施するなど、子どもたちの文化芸術体験事業を推進します。

さらに、児童、生徒を対象とする顕彰制度を実施し、子どもたちの文化芸術活動を支援します。

#### 【細施策】

#### 1 子どもたちの文化芸術体験の推進

- ・ ウェスタ川越や文化会館で、子どもたちを対象としたコンサートや、子どもたちが文化芸術に触れ楽しむきっかけづくりとなるような事業を実施します。
- ・ 芸術家を学校に派遣するアウトリーチ事業を実施することで、子どもたちの文化芸術体験の充実を図ります。
- ・ 美術館、博物館、図書館等で、子どもたちを対象とした講座やイベントを実施します。

##### 取組の例

- \* 「子どもの文化芸術体験事業（アウトリーチ事業）」の実施
- \* 美術館の川越市立小学校バス見学の受入れ
- \* 博物館の子ども体験教室（再掲）

#### 2 子どもたちの文化芸術活動の支援

- ・ 子どもの文化芸術活動の啓発及び各地域の文化芸術活動の活性化を図ることを目的とした、児童、生徒を対象とする顕彰制度を実施し、子どもたちの文化芸術活動を支援します。

##### 取組の例

- \* 川越市文化芸術かがやき表彰

---

11 川越市文化芸術スポーツ振興基金：本市の文化芸術およびスポーツの振興を図るために設立された基金で、人材発掘支援事業や、子どもの文化芸術体験の事業などに活用している。

## 施策6 誰もが文化芸術に親しみやすい機会づくり

---

市民、誰もが文化芸術に親しみやすい環境づくりを目指します。

文化芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、高齢者や障害者、子育て世代、外国籍市民など、誰もが文化芸術に親しみやすい機会を提供します。

### 【細施策】

#### 1 文化芸術の鑑賞機会の提供

- ・ ウェスタ川越や文化会館等で市民が気軽に楽しめるようなコンサートやイベントを実施します。実施にあたっては、市民のニーズを把握し、市民の鑑賞機会の拡充につながるよう、幅広いジャンルや新たな試みの企画に取り組みます。
- ・ 美術館や博物館等で、美術や郷土文化に関わるイベントや展示を実施します。

##### 取組の例

- \* ウェスタ川越提案事業

#### 2 障害の有無や年齢、国籍にかかわらず誰もが文化芸術に親しみやすい機会づくり

- ・ 子ども、青少年、高齢者、障害者や外国籍市民など、誰もが文化芸術に楽しめるよう、字幕、音声、多言語ガイドの作成、託児サービス等のそれぞれの状況に応じた配慮を伴うイベントや公演を実施します。
- ・ 対象者に合わせ、媒体や手法を工夫し、効果的な情報発信を行います。
- ・ 言語による障壁を解消するため、国際交流センターや公民館等で、外国籍市民のための日本語教室を開催します。
- ・ 障害者や高齢者を対象とした事業を実施します。

##### 取組の例

- \* ウェスタ川越提案事業講座（再掲）
- \* 日本語講座の開催
- \* 総合福祉センターで各種講座の実施

### 3 多文化共生と国際理解の推進

- 地域の国際化の拠点施設である国際交流センターを活用し、外国籍市民のための日本語教室や相談事業を実施し、多文化共生(※12)を推進します。
- 外国の文化を理解する講座を充実させることにより、国際理解を推進します。

#### 取組の例

- \* 国際理解講座、多文化共生講座等の開講

.....

12 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

## 基本目標3 文化芸術に参加しやすい環境づくり

### 施策7 文化芸術情報発信の充実

---

市民に文化芸術について身近に感じ、自ら参加してもらうためには、まずは文化芸術に関する情報を知ってもらうことが重要です。

インターネットや SNS といったデジタルツールを利用した情報発信に加え、紙媒体によるチラシ配布やポスター掲示、新聞折り込みなど、様々な手法や媒体を駆使し、文化芸術に関わる情報を分かりやすく発信し、市民が文化芸術に参加しやすい環境づくりを推進します。

同時に、文化芸術に関し興味がない、関心がないとする市民に対しても効果的な情報発信をすることにより、文化芸術に参加するきっかけに繋がります。

#### 【細施策】

#### 1 文化芸術に関する情報の収集と発信

- ・ 民間の主催により実施される文化芸術に関わる公演やイベントの情報、また、文化芸術活動を行う団体や個人の活動内容等の情報について、その把握に努め、ホームページコンテンツの充実及び拡充を図り、SNS やメール配信サービス(※13)を活用し、スピーディに、かつ分かりやすく魅力あるコンテンツを発信します。
- ・ 年齢層やターゲットに合わせ、媒体を使い分けるなどし、効率的な情報発信に努めます。
- ・ 情報発信のチャンネルを増やし、拡散を図るため、埼玉県に関連ホームページや民間団体が運営する情報提供サイトの活用を図ります。
- ・ 新たに文化芸術活動を行おうとする市民のための情報提供や、文化芸術振興に係る国や県などの補助制度等の情報提供に努めます。

#### 取組の例

- \* メール配信サービスの実施
- \* Twitter(ツイッター)や Facebook (フェイスブック) による情報発信
- \* 「文化・芸術イベント情報」等のホームページのコンテンツの充実
- \* 動画共有サービス (You Tube(ユーチューブ)等) による情報発信

---

13 メール配信サービス：本市が行っている登録した市民を対象に、様々な情報を電子メールで配信するサービス。文化芸術振興課では文化芸術に関するイベント、講座などについて配信を行っている。



## 施策8 文化芸術活動拠点の充実

---

ウェスタ川越を、良質な芸術を身近で鑑賞できる、本市文化芸術活動の特色ある拠点施設として活用していきます。

川越市やまぶき会館、川越西文化会館、川越南文化会館、川越駅東口多目的ホールの各文化会館は、使い勝手の良い中小のホールとして、鑑賞機会の提供や市民の身近な発表の場として活用していきます。

市立美術館は、県内でも数少ない公立美術館であり、展覧会等の開催や創作活動・発表の場の提供を通じて、市民が美術に触れる機会の充実に努めます。

また、老朽化が進んでいる施設については、老朽化対策を含めた適切な施設の運営、維持管理を行ってまいります。

### 【細施策】

#### 1 ウェスタ川越の充実

- ・ 市民ニーズを反映した魅力的なコンサート、イベント等の実施や、文化芸術活動への参加者の増加につながるような事業の推進を図ります。

#### 2 文化会館の充実

- ・ 施設利用者が減少傾向にあることから、施設予約の見直しや利用者アンケートの活用などにより、利用者の利便性の向上を図り、利用者の増加に努めます。
- ・ 市民が気軽に参加できる事業を実施し、市民の身近な施設としての魅力を高めます。

#### 3 市立美術館の充実

- ・ 市民の美術に対する理解を深め、興味を喚起するために、常設展、特別展の充実に努めます。
- ・ 創作活動や発表の場の提供を通じて、市民が芸術活動に参加する機会づくりに努めます。
- ・ 教育普及活動を行うとともに、子どもたちが文化芸術活動を体験できる機会の充実に努めます。

#### 取組の例

- \* 子ども向けワークショップ事業の実施

## V 計画の推進

### 1 計画の推進体制

文化芸術を振興していくためには、市民ニーズや社会的背景を踏まえ、多様な分野において、各種事業を継続的に推進していくことが重要です。

市では、「川越市文化芸術振興計画検討委員会」において、各施策の実施状況や目標値等について評価分析を行います。

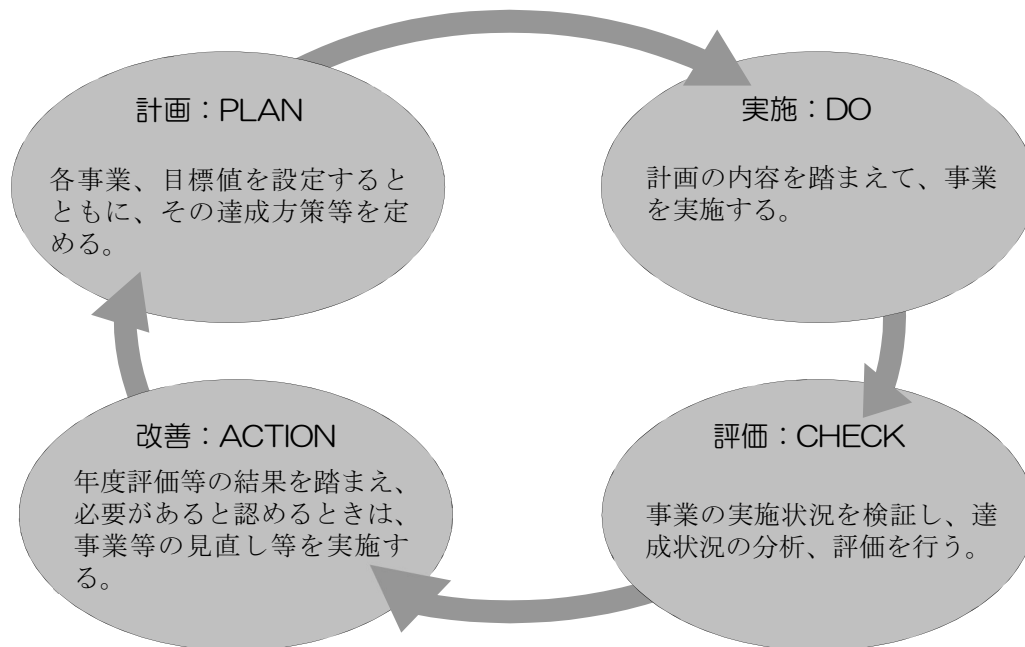
また、市民、民間団体、事業者等と連携し、各施策を実施するとともに、幅広い市民の意見を得ながら、計画を推進します。

### 2 計画の進行管理

本計画の推進を図るため、定期的に各施策の実施状況の把握や評価を実施し、計画的な進行管理を行います。進行管理にあたっては、PDCA(Plan:計画、Do:実施、Check:評価、Action:改善)サイクルにより、各施策について評価・改善を行います。

また、文化行政を巡る環境の変化や進捗状況に応じて、事業の見直しや新規事業の実施など、適切な運用を図ります。

#### ■PDCA サイクルのイメージ図



### 3 計画の指標

本計画を効果的かつ着実に実施するため、4つの成果指標を設定します。

	成果指標	単位	現在値 (R1年度)	目標値 (R7年度)
1	協働による文化芸術事業件数	件	10	12
2	アウトリーチ事業実施件数	件	19	22
3	文化施設(やまぶき会館、西文化会館、南文化会館、川越駅東口多目的ホール)の利用者数	人	262,100	330,000
4	メール配信サービス発信数	件	92	108

## VI 資料編

### 第三次川越市文化芸術振興計画策定の経緯

令和元年 8 月	川越市文化芸術及び生涯学習に関する意識調査実施
令和 2 年 10 月 13 日	第 1 回川越市文化芸術振興計画検討部会
令和 2 年 10 月 13 日	第 1 回川越市文化芸術振興計画検討委員会
令和 2 年 11 月 18 日	第 2 回川越市文化芸術振興計画検討部会
令和 2 年 11 月 18 日	第 2 回川越市文化芸術振興計画検討委員会
令和 2 年 12 月 4 日	第 3 回川越市文化芸術振興計画検討部会
令和 2 年 12 月 4 日	第 3 回川越市文化芸術振興計画検討委員会
令和 3 年 1 月 15 日	第 1 回川越市文化芸術振興計画審議会
令和 3 年 1 月 21 日	第 4 回川越市文化芸術振興計画検討部会
令和 3 年 1 月 21 日	第 4 回川越市文化芸術振興計画検討委員会
令和 3 年 2 月 2 日	庁議
令和 3 年 2 月 10 日	第 2 回川越市文化芸術振興計画審議会
令和 3 年 2 月 19 日 ～ 3 月 22 日	市民意見公募

# 川越市文化芸術振興計画審議会条例

平成二十六年十二月十九日

条例第七十五号

(設置)

第一条 文化芸術振興計画に関する事項について審議するため、川越市文化芸術振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 前二号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化スポーツ部文化芸術振興課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川越市文化芸術振興計画審議会 委員名簿

氏 名	選 出 母 体 等
1号委員 学識経験者	
荻久保 和 明	東 邦 音 楽 大 学
○谷 川 俊	学 識 経 験 者
野 上 竜 一	尚 美 学 園 大 学
2号委員 市内の公共的団体等の代表者	
青 柳 達 雄	川 越 美 術 協 会
神 戸 光 邦	川 越 青 年 会 議 所
小 林 範 子	特定非営利活動法人アートバーズフォーラム
白 井 紀 行	特定非営利活動法人カワゴエ・マス・メディア
◎関 口 俊 一	川 越 市 文 化 団 体 連 合 会
高 橋 寿美香	川 越 市 女 性 団 体 連 絡 協 議 会
3号委員 市内に住所を有する者	
武 田 知 也	公 募
増 野 秀 夫	公 募
山 内 裕 美	公 募

\*◎会長 ○副会長 各号委員50音順

## 川越市文化芸術振興計画検討委員会設置要綱

平成26年11月19日施行

平成27年5月18日改正

### (設置)

第1条 本市の文化芸術振興に係る施策の基本的な方向性等を示す文化芸術振興計画を策定するため、文化芸術振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 文化芸術振興計画の策定に関すること。
- (2) 文化芸術振興計画の推進に関すること。
- (3) その他文化芸術振興計画に関すること。

### (組織)

第3条 検討委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、文化スポーツ部長の職にあるものをもって充て、副委員長は教育総務部長の職にあるものをもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げるものをもって充てる。

### (会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

### (検討部会の設置)

第5条 計画の内容について検討するため、別表2に掲げる課等の職員による検討部会を置く。

- 2 検討部会は、文化芸術振興課長が招集し、会議の議長となる。
- 3 検討部会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。
- 4 検討部会において検討した結果は、委員会に報告するものとする。

### (庶務)

第6条 委員会及び検討部会の庶務は、文化芸術振興課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会に必要な事項は委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成26年11月19日 市長決裁)



(平成27年5月18日 一部改正)

(平成29年4月17日 一部改正)

別表1 (第3条関係)

政策企画課長、地域づくり推進課長、文化芸術振興課長、国際文化交流課長、美術館長、産業振興課長、観光課長、都市景観課長、地域教育支援課長、文化財保護課長、中央公民館長、中央図書館長、教育指導課長

別表2 (第5条関係)

政策企画課、地域づくり推進課、文化芸術振興課、国際文化交流課、美術館、産業振興課、観光課、都市景観課、地域教育支援課、文化財保護課、中央公民館、中央図書館、教育指導課

## 文化芸術基本法

平成十三年十二月七日法律第四百四十八号

改正 平成二十九年六月二十三日法律第七十三号

### 前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文

化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自

主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する

文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

#### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

### (文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

### (関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

### (法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

### (文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項に

ついて、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

### (地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

## 第三章 文化芸術に関する基本的施策

### (芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、こ

これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図る

ため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

#### (芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

**（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）**

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

**（国語についての理解）**

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

**（日本語教育の充実）**

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

**（著作権等の保護及び利用）**

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

**（国民の鑑賞等の機会の充実）**

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

**（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）**

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

**（青少年の文化芸術活動の充実）**

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

**（学校教育における文化芸術活動の充実）**

第二十四条 国は、学校教育における文

化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(劇場、音楽堂等の充実)**

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(美術館、博物館、図書館等の充実)**

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(地域における文化芸術活動の場の充実)**

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)**

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化

芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

#### **(情報通信技術の活用の推進)**

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(調査研究等)**

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)**

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(民間の支援活動の活性化等)**

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けられることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### **(関係機関等の連携等)**

第三十二条 国は、第八条から前条まで

の施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

#### (顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

#### (政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

#### (地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

#### (文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生

労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

#### (都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則抄

#### 施行期日

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成二十九年六月二十三日法律第七十三号)抄

#### 施行期日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

#### 文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成三〇年六月八日法律第四二号)抄

#### 施行期日



第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

抄

#### 施行期日

附則（令和元年六月七日法律第二六号）  
る。

第一条 この法律は、公布の日から施行す

**第三次川越市文化芸術振興計画**

令和 3 年 3 月

発行：川越市

編集：文化スポーツ部文化芸術振興課

〒350-8601

埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1

TEL：049-224-8811（代表）

TEL：049-224-6157（直通）

FAX：049-224-8712

E-mail：[bunkashinko@city.kawagoe.saitama.jp](mailto:bunkashinko@city.kawagoe.saitama.jp)